

番号	(17)-4	名称	いちょう公園ローラースケート場	分類	屋外スポーツ施設
----	--------	----	-----------------	----	----------

【施設概要】

所在地	堤田131番5(いちょう公園敷地内)					
所管課	社会教育・体育課					
設置根拠法令	おいらせ町公園条例					
管理運営形態	直営	指定管理者名	—			
土地	所有形態	町	敷地面積	3,500 m ²		
	所有形態	町	延床面積	3,500 m ²		
施設	築年月	H 3 年 - 月	1991 年			
	処分制限期間	30 年	経過年数	32 年		
	構造					
	地上	1 階	避難所指定	広域避難場所	アスベスト対応	無し
	地下	- 階	PCB対応	無し	バリアフリー対応	非対応
収容人員	- 人	貸出可能単位数	13 単位			

【利用状況】

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
年間利用人数(人)	258	206	149	241	147
年間開場日数(日)	244	244	244	207	214
利用単位数(単位)	1	1	1	1	1
開場日あたり平均利用人数(人/日)	1	1	1	1	1
稼働率(%)	7.7%	7.7%	7.7%	7.7%	7.7%

【経費状況】

(単位:千円)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
収入	施設使用料・手数料	0	0	0	0	
	コピー機・公衆電話・自動販売機	0	0	0	0	
	その他	0	0	0	0	
	合計	0	0	0	0	
支出	光熱水費	0	0	0	0	
	修繕費	0	0	0	0	
	委託料	549	549	69	541	585
	指定管理料	0	0	0	0	0
	工事費	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	合計	549	549	69	541	585
収支	△ 549	△ 549	△ 69	△ 541	△ 585	

【コスト状況】

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用者あたり(円/人)	2,128	2,665	463	2,245	3,980
床面積あたり(円/m ²)	157	157	20	155	167
開場日あたり(円/日)	2,250	2,250	283	2,614	2,734
人口あたり(円/人)	22	22	3	21	23

【施設の状態】

競技面 アスファルト 舗装	—	—	—	—	—	—	—
C	—	—	—	—	—	—	—

劣化状況の概要

インラインスケートなどで利用する舗装面にひび割れや浮きなどの劣化損傷が多く見られる。

【評価基準】

評価	基準
A	・概ね良好な状態。
B	・劣化が始まり不具合があるものの、安全上、機能上、問題がなく経過観察でよい状態。 ・清掃、パッキンの取替え、タッチアップなど軽微な対応でよい状態。
C	・劣化が進行し、安全上、機能上、問題のある不具合がある状態。 ・故障した部品交換、塗装の塗替えなど機能低下の速度を遅くする修繕が必要な状態。 ・劣化状況や範囲が保全点検では判断できず、詳細点検が必要な状態。
D	・安全上、機能上、問題があり早急に対応する必要がある状態。 ・施設の耐久性に影響を与えている状態。 ・修繕、部品交換で対応が不可能な状態。 ・法令点検で不適格の状態。

【建物内部】

評価	基準
A	20年未満
B	20年～40年
C	40年以上
D	経過年数に係わらず著しい劣化事象がある場合

【施設管理の基本的な方針】

役割 機能 重要性	主にスケート（スポ少、スポ協）の練習で利用されている施設である。スケート人口が少ないので利用人数は多くないが、おいらせ町内で夏場のスケート練習ができる唯一の施設である。	
管理方針	長寿命化	現在の機能を有したまま維持管理し、目標使用年数まで使用する。施設の役割や機能が損なわれないように計画的な修繕を実施し、長寿命化を図る。
方針の考え方	<p>平成3年度に整備した当該施設は、これまでの維持管理及び修繕によって、施設の運営に支障をきたすような著しい劣化や破損等は見受けられず、概ね良好な状態を保っている。</p> <p>このため、財産処分制限期間経過による単純更新費用14,200千円と、目標使用年数まで施設を使用するために想定される劣化対策費用7,500千円の比較により、長寿命化対策を行い、目標使用年数まで使用することとした。</p> <p>【長寿命化対策に係る優先事項】 今後懸念される構築物等の劣化対策については、令和7年度に、競技面アスファルト舗装改修を計画している。</p>	
処分制限期間	30年（令和1年度まで）	目標使用年数 45年（令和16年度まで）
計画期間	18年（平成29年度から令和16年度まで）	
期間設定の考え方	適切な維持管理及び劣化対策を実施した場合、法定耐用年数から15年程度は長寿命化が可能と考えられる。 建築物については（社）日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」、建物付属設備・構築物については「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づく処分の制限を受ける期間 国土交通省・文部科学省」を準用した。	

※経費状況における注意事項

- 管理運営形態が直営の施設については、町担当職員人件費の配賦が困難であるため、人件費は未計上となっています。
- 管理運営形態が指定管理の施設については、指定管理者の人件費が含まれています。